

▶ 2割特例を適用する場合の計算方法

ポイント 2 インボイスは
保存不要

※ 消費税額は、
税率ごとに区分
して計算する
必要があります。

$$\text{売上げの消費税額} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

ポイント 1
売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

$$\text{売上げの消費税額} \times 80\%$$

売上税額の
2割

簡易課税制度選択届出書を提出して
いる事業者であっても、2割特例に
より申告することができます。

**(例) 1年間の売上げが700万円
(税70万円) の事業者の場合**

ステップ 1

$$70\text{万円} \times 80\% = 56\text{万円}$$

売上税額 仕入税額

ステップ 2

$$70\text{万円} - 56\text{万円} = 14\text{万円}$$

売上税額 仕入税額 納付税額

ポイント 3

2割特例の適用により、**事務負担と税負担の軽減**※を図ることができます

- ※ 1 免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者などが対象となります。
- ※ 2 適用期間は、R5.10.1～R8.9.30までの日の属する課税期間です。
- ※ 3 消費税の申告に際して、仕入れや経費の実額計算やインボイスの保存は不要です。

○ 2割特例

ただし… 2割特例を適用する場合の留意点

- インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった事業者に適用されるため、以下のいずれかに該当する場合には、2割特例は適用できません。
 - 1 インボイス発行事業者でない課税事業者
 - 2 次に掲げる場合などのようにインボイス制度と関係なく課税事業者となる者
 - ・ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者
 - ・ 資本金1,000万円以上の新設法人
 - ・ 調整対象固定資産又は高額特定資産の取得により免税事業者とならない事業者
- 上記に加え、課税期間の特例の適用を受ける場合も、本特例は適用できません。

【例】免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から登録を受けた場合における同日以後の適用関係（基準期間の課税売上高のみを考慮している）

年分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	1,000万円
適用の可否	—	—	適用可	適用不可	適用可	適用不可

インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート



(令和6年4月版)

2割特例とは？

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例です。(令和5年10月1日から令和8年9月30日の属する課税期間において適用可能です。)

START

インボイス発行事業者の登録を受けている。

NO

2割特例を適用することはできません

※免税事業者の方は消費税の申告義務はありません。

YES

対象期間

令和5年10月1日を含む課税期間ではない。

YES

基準となる売上げの状況

次の金額がいずれも1,000万円以下

・ 基準期間の課税売上高

⇒個人事業者:2年前 法人:原則、2事業年度前

・ 特定期間の課税売上高※

⇒個人事業者:前年の1月から6月

法人:原則、前事業年度開始の日から6月の期間

※ 課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

YES

そのほかの要件

- ・ 「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により課税期間を短縮していない。
- ・ 高額な資産を仕入れたことにより課税事業者となっていない。
- ・ そのほか、個人事業者であれば相続、法人であれば合併・分割の特例により課税事業者となる場合など2割特例を適用できない場合※に該当しない。

※ 具体的にはインボイスQA問115《2割特例の適用ができない課税期間①》をご参照ください。

NO

届出状況

「消費税課税事業者選択届出書」の提出により令和5年9月30日以前から課税事業者となっていない。

YES

NO

2割特例を適用することはできません

- ・ 一般課税(インボイスの保存が必要)
 - ・ 簡易課税(仕入れに係る消費税について実額計算不要)※
- のいずれかの方法により、申告を行います。

※ 原則、課税期間の開始前に「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

NO

YES

2割特例を適用可能

事前に届出等の必要なく、申告書の所定欄に「○」をつけるだけ。仕入れに係る消費税額について実額計算不要。